

# 岐阜県公報

第二千九百六十五号  
平成三十年七月二十日

(金曜日)

## 目次

### 告示

クリーニング師の研修の指定  
 クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定  
 第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可  
 保安林の指定

### 公示

公共測量の実施

(用地課)四八一

## 告示

岐阜県告示第三百七十九号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。

平成三十年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

クリーニング師が出席して受講する研修

三 研修の科目及び時間数

- 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間(継続受講者は、四十分)
- 3 洗濯物の処理 一時間(継続受講者は、四十分)
- 4 繊維及び繊維製品 一時間(継続受講者は、四十分)

四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

- 1 平成三十年十月二十六日(金)  
飛騨総合庁舎 厚生一会議室  
高山市上岡本町七丁目四六八
- 2 平成三十年十一月十六日(金)  
東濃西部総合庁舎 大会議室

- 3 多治見市上野町五丁目六八 一  
平成三十年十二月二日(日)  
OKBふれあい会館 三〇二会議室  
岐阜市藪田南五丁目一四 五三
- 五 研修受講料  
五千元

岐阜県告示第百八十八号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三に規定する業務従事者に対する講習として、次のとおり指定する。  
平成三十年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の種類  
通信制で行う講習
- 三 受講申込手続及び受付期間  
1 受講申込手続  
受付方法 郵送又はファクシミリ  
申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階  
公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局  
ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇二
- 2 受付期間  
受付開始年月日 平成三十一年一月十日(木)  
受付締切年月日 平成三十一年一月三十一日(木)  
レポート提出締切年月日 平成三十一年二月二十八日(木)
- 四 講習科目及びレポート課題  
1 衛生法規及び公衆衛生

- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 3 洗濯物の処理
- 4 繊維及び繊維製品
- 5 受講対象者  
岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者
- 六 講習受講料  
四千五百円

岐阜県告示第百八十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。  
平成三十年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

漁業権者の名称及び住所	免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
牧田川漁業協同組合 大垣市上石津町一之瀬一八五 四番地一	内共第七号	次のとおり	平成三十年五月二十九日
郡上漁業協同組合 郡上市八幡町有坂二二三八番 地	内共第十七号	次のとおり	平成三十年五月二十九日
板取川上流漁業協同組合 関市洞戸大野字村前八四〇番 地の五	内共第二十一号	次のとおり	平成三十年五月二十九日。ただし、雑魚に関する事項は、平成三十一年一月一日
恵那漁業協同組合 中津川市栄町七番三〇号	内共第二十六号	次のとおり	平成三十年五月二十九日
馬瀬川上流漁業協同組合 下呂市馬瀬名丸五番地の八	内共第三十二号	次のとおり	平成三十一年一月一日

(「次」は省略し、岐阜県農政部里川振興課水産振興室に備え置いた縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示し、平成三十年七月二十二日から適用する。

平成三十年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

美濃市字小倉山一五七一の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

魚つき

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から公共測量を

実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量、河川横断測量、深淺測量）

三 作業期間

平成三十年七月三十日から

平成三十一年一月三十一日まで

四 作業地域

大垣市

平成三十年七月二十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社